

里親制度の普及と啓発に関する現状と課題

玉 井 紀 子・松 浦 崇

はじめに

社会的養護においては、従来、児童養護施設をはじめとした施設養護を中心に、子どもの権利、生活を護る取り組みが進められてきた（松浦、2016）。しかし、近年、施設養護を中心とするあり方ではなく、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先する方針が明確に示され、里親制度を充実させるための取り組みが求められている。

そこで、本研究では、第一に、日本の里親制度をめぐるこれまでの動向とその背景を概観し、里親制度が重視されるようになった経緯について検討する。第二に、本学の学生を対象として実施した里親制度に関する意識調査の結果を検討し、今後、子育てを担う世代の里親に関する認識を明らかにする。以上の検討を通し、里親制度の普及、啓発に向けた現状と課題を明らかにすることを目的とする。

はじめに・第1章の執筆は松浦、第2章・おわりに、の執筆および調査は玉井が担当した。

なお、本研究は、静岡英和学院大学共同研究費助成（2016年度）を受けたものである。

第1章 里親制度をめぐる動向と背景

1. 里親制度の成立

里親は、戦前より特定の地域において行われていたが、制度としては明確に位置づけられておらず、施設から関連の深い篤志家へと委託されることが多かった。

里親が制度として法律上明確に位置づけられたのは、1947年の児童福祉法成立においてである。翌年10月には、厚生次官通牒「里親等家庭養育の運営に関して」および「家庭養育運営要綱」が出され、里親の定義や運営機関、普及・調査・認定に関する取り組みなど、制度の概略が示された。「家庭養育運営要綱」では、児童福祉法における里親家庭と、民法における養子縁組家庭の2つの家庭による保護を「家庭養育」と捉え、両者が補完的に子どもの保護を進めることが目指された（児童福祉法研究会、1979）。

養子縁組については、1987年の民法改正により特別養子縁組制度が創設され、従来の普通養子縁組と異なり、実親との親子関係が消滅することで、より安定的な養親子関係の構築を目指す取り組みが始められた。

2. 児童虐待の増加と里親制度への着目

児童福祉法により里親制度が創設され、当初は登録里親数も順調に増加していった。しかし、その後、委託児童数が、1955年の9,111名から、1965年の6,909名、1975年の3,851名、1985年の3,322名へと減少するなど、制度の普及は必ずしも十分に進んでいなかった。

そうした中、1989年、国連で「子どもの権利条約」（児童の権利に関する条約）が採択された。日本の批准は5年後の1994年であったが、条約の成立および批准を契機として、子どもを権利の主体として捉え、権利の保障に向けた取り組みを進めることの社会的理解が徐々に広まっていった。

1990年には、子どもの権利条約採択を一つの契機として、児童相談所における虐待相談対応件数の公表が始められた。この統計の公表は、これまで十分に明らかにされてこなかった児童虐待の実態とその深刻さを明らかにする上で、大きな役割を果たした。2000年には、児童虐待の深刻化を受け、「児童虐待防止法」（児童虐待の防止等に関する法律）が制定され、児童虐待防止に向けた社会的対策が進められることとなった。

こうして、児童虐待の実態が明らかになるにつれ、改めて里親制度が着目されることとなった。

2002年には、「里親の認定等に関する省令」および「里親が行う養育に関する最低基準」が制定されているが、制定の趣旨について、「児童の発達においては、乳幼児期の愛着関係の形成が極めて重要であり、できる限り、家庭的な環境の中で養育されることが必要である。特に、虐待など家庭での養育に欠ける児童を、暖かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度であり、その拡充が求められている」と説明されている（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『里親の認定等に関する省令』及び『里親が行う養育に関する最低基準』について、2002年9月5日）。

この省令より、「専門里親」、「親族里親」の制度が新設され、里親は、「養育里親」、「親族里親」、「短期里親」、「専門里親」の4種類とされた。また、里親の研修や一時的休息のための援助（レスパイト・ケア）、里親相互の養育援助など、里親を支援するための事業（里親支援事業）も実施され、制度の充実が図られた。

3. 児童虐待の深刻化と里親制度の充実に向けた取り組み

児童虐待の深刻化、児童虐待防止法の施行を受け、児童虐待防止に向けた対応のあり方を検討することを目的として、2002年12月、国の社会保障審議会児童部会に「児童虐待の防止等に関する専門委員会」が設置された。加えて、児童虐待への対応という点に限らず、要保護児童や要支援家庭への支援を含めて検討するため、「社会的養護のあり方に関する専門委員会」も設置され、幅広い視点からの検討が進められた。

これらの検討をもとに、2003年11月、社会保障審議会児童部会の報告書「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」が取

りまとめられた。そこでは、「家庭的な暖かい養育環境での生活が子どもの健全育成には望ましい」との基本認識のもと、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指す方向で、子どもに対する支援はもとより親（含む里親）も含めた家族への支援という視点が必要である」として、家庭支援の必要性が打ち出される⁽¹⁾とともに、「それが困難な場合であっても、できる限りそれに準じた生活環境を確保することが必要である」として、社会的養護における里親制度の普及や積極的活用、里親支援強化の必要性と、施設養護における小規模化や個別ケア推進の重要性が示された。

こうした流れを受け、2004年の児童福祉法改正において、従来条文化されていなかった里親の定義規定が設けられるとともに、監護、教育、懲戒に関し、児童福祉施設長と同様の措置をとることができることの明文化など、里親の役割、専門性を明確にするための見直しが行なわれた。

また、里親制度を普及・推進させるため、2004年成立の「子ども・子育て応援プラン」において、2009年度までの5年間に、里親委託率を8.1%（2003年度実績）から15%へ増やすという目標が示される⁽²⁾とともに、2006年度からは、児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設けることなどを内容とした「里親委託推進事業」が実施されるなど、対策が進められた。

4. 里親制度の大幅な見直しと拡充

児童虐待の増加により、社会的養護の対象となる子どもが増加するとともに、抱える問題も複雑化するなど、社会的養護は旧来の制度の見直しを迫られていた。そうした中、2007年5月には、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課に設けられた「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」による「中間とりまとめ」が発表され、6月には児童虐待防止法の改正が行われた。そして11月には、社会保障審議会児童部会による報告書「社会的養護体制の充実を図るための方策について」が出されるなど、改革に向けた取り組みが相次いで示された。そこでは、子どもの状態に応じた支援体制を整備するため、「家庭的養護」を拡充するとともに、小規模化や心理など専門的ケアの充実など「施設機能の見直し」を行うことの重要性が指摘されている。

こうした流れを受けて、2008年の児童福祉法改正により、里親制度は大幅に見直された。

まず、従来、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とが制度上明確に区分されておらず、「里親＝養子縁組」であるという誤解も多かったことから⁽³⁾、両者が明確に区分され、里親は、「養育里親」（旧来の短期里親を含む）、「専門里親」⁽⁴⁾、「養子縁組を希望する里親」、「親族里親」の4種類となった。また、里親手当が、養育里親において、旧来の月額3.4万円から7.2万円（2人目以降は3.6万円加算）へと引き上げられるとともに、認定における研修の義務化や欠格要件の明確化など、里親の社会的責任に見合う条件の整備と専門性の向上が図られた。また、小規模グループ形態で実施されていた「ファミリーホーム」（通称）が、「小規模住居型児童養育事業」として制度化されるなど、制度の拡充が図られている。

5. 里親委託優先の原則の明確化

2009年12月、国連で「児童の代替的養護に関する指針」が採択された。そこでは、「社会の基本的集団であると同時に、児童の成長、福祉及び保護にとって自然な環境である」家庭での養育を第一とし、それが叶わない場合には、養子縁組などの「永続的解決策を探ること」として、家庭養護優先の原則が打ち出されている。そのため、「施設養護の利用は、かかる養護環境が個々の児童にとって特に適切、必要かつ建設的であり、その児童の最善の利益に沿っている場合」に限定されるべきであるとされた（訳は、厚生労働省仮訳による）。翌年の、国連子どもの権利委員会の政府報告書に対する最終見解（第3回）においても、子どもを里親などより家庭的な環境のもとで養育すべきであることが勧告されるなど、国際的にも里親制度を充実させることが求められていた。

こうした動きを受け、2011年3月、「里親委託ガイドライン」が策定され、「家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである」と、「里親委託優先」の原則が明確に示された。

そして2011年7月、「社会的養護の課題と将来像」（児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ）が公表された。「課題と将来像」は、ここ10年ほどの検討の集大成とも言えるもので、日本における社会的養護改革の方向性を示し、その後の一連の制度改革の骨子となっているものである。そこでは、里親委託優先の原則が示されるとともに、施設養護を家庭的な養育環境に変えていくことの重要性が打ち出され、今後十数年をかけて、「里親およびファミリーホーム」、「グループホーム」、「本体施設（小規模ケアによる）」をそれぞれ概ね3分の1とする目標が示された。

2012年3月には、「児童の代替的養護に関する指針」に習う形で用語の整理が行われ、「施設養護」に対して里親・ファミリーホームを指す用語としては「家庭養護」、施設において小規模化など家庭的な養育環境を目指す取り組みを指す用語としては「家庭的養護」、両者を合わせて言う場合には「家庭的養護の推進」という用語を用いることとされた⁽⁵⁾。

こうして国際的な動向を受けながら、里親制度を充実、普及させていくための取り組みが、本格的に進められていくこととなった。

6. 2016年児童福祉法改正と今後の課題

2016年5月、児童福祉法改正案等が成立し、翌年4月に全面施行されることとなっている。改正法では、家庭での養育が困難な場合には「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育」すべきであり、それが適当でない場合には「できる限り家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」（第3条の2）とされた。また、「養育里親」に加え「養

子縁組里親」が法定化される（第6条の4）とともに、里親の普及啓発から児童の自立支援までの継続的支援や養子縁組里親への支援を行うことが、都道府県（児童相談所）の業務として位置づけられた（第11条）。

こうして児童福祉法上に明確に位置づけられることにより、社会的養護関連施策のみでなく、児童家庭福祉施策全体として、里親制度を本格的に推進していくこととされた。法改正を受け、2016年7月より「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が開催され、「社会的養護の課題と将来像」の見直しに向けた検討が進められている。

以上見てきた通り、児童虐待問題の深刻化や国際的動向などを背景として、子どもの権利を護り、より良い養育環境を保障するため、里親制度の充実に向けた制度改革が進められてきた。里親等委託率が2014年度末時点で16.5%となり、10年前に比べほぼ倍増するなど、里親をめぐる制度は、質量共に確実に改善が進められていると言える。

ただ、安易に里親制度を拡充するのみでは、問題を解決できない。実際には、家庭的環境では養育が困難であり、施設の高い専門性が求められる子どもも多く存在している。施設養護の果たしている（果たしてきた）役割も正當に位置づけ⁽⁶⁾、それぞれの専門性を活かし、社会的養護全体として子ども一人ひとりの状況に応じた支援を充実させる方策の検討が求められよう。

<注>

- (1) 2003年7月の児童福祉法改正では、子育て支援事業が市町村の事業として位置づけられるなど、子育て支援体制の強化が図られた。
- (2) なお、2009年度末の里親等委託率は11.1%に留まっており、目標とされた15%を超えたのは、2013年度末の時点である。
- (3) 厚生労働省ホームページ資料「里親制度の拡充・見直しに関するQ & A」(http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/01/dl/s0108-4b_0094.pdf) 参照。
- (4) 対象となる子どもに、従来の虐待等により深刻な影響を受けた子どもに加え、非行児や障がい児が追加された。
- (5) 社会保障審議会社会的養護専門委員会資料「『家庭的養護』と『家庭養護』の用語の整理について」、2012年1月16日。
- (6) この点について、全国児童養護問題研究会（2016）は、「子どもの権利委員会によって指摘される『施設養護』については、その『施設』の意味するところがきわめて劣悪な条件下で養育が行われていることを指しており、それが日本の『施設』のすべてであるかのような判断をしている可能性が懸念される。子どもの権利を侵害するような、子どもが安心できない環境で養育が行われている『施設』が現状として残っている現実、真摯に受け止め、その『施設』に対し改善を求める。それとともに、一方で子どもたちの権利を保障し、育む実践に対し、正當な評価が行われているかどうか見極める必要がある」と指摘している。

第2章 里親・里親制度の認知度と普及に関する学生を対象とした調査

1. 里親制度の普及と啓発に関する研究の背景

前章で概観してきたように、現在里親制度の普及と啓発活動が国レベルだけでなく、各地方自治体においても進められている。普及に伴い、体制の整備や見直しの根拠資料の蓄積が求められている。厚生労働省による平成27年度子ども・子育て支援推進調査研究事業でも里親に関連した研究課

題が出され、報告が挙げられている（e.g., NPOバディチーム、2016；山内ら、2016）。また、里親や里親制度の主体である児童相談所を対象とした里親支援のあり方に関する研究や里親リクルートに関する調査研究（e.g., 全国児童相談所長会、2011；木村、2012b；深谷ら、2013；大阪府、2014）、委託率を上昇させた自治体の取り組みに関する報告（厚生労働省・全国里親等委託推進委員会、2013；2015）、各自治体で実施された住民の意識調査（e.g., 静岡県健康福祉部子ども未来局、2013；堺市、2015；三重県、2016；日本財団、2016）など、対象やその目的も様々である。

啓発や普及活動を進めて行く上で、里親のリクルートや里親理解に関し、地域住民の実態調査を行い意識や態度の現状を知ることは普及・啓発活動の基礎資料となる。

これらの先行調査をもとに、今後子育て世代となる本学の学生を対象に里親制度に関する認識調査を実施した。本章では、その結果について報告し、制度の普及と啓発のあり方について考察する。

2. 本学の学生を対象とした調査の概要

（1）目的

高い里親委託率を示している静岡県（28.9%、2016年10月4日付静岡新聞）、静岡市（46.9%、2016年4月1日現在）にあって、福祉を専門とする学科を擁する本学の学生の里親、里親制度に関する意識・認知・関心についての実態を明らかにする。静岡県（2013）の調査を参考とし、若い世代の里親や里親制度に関する認識の現状を示すとともに、今後の普及や啓発に関する課題を示すことを目的とする。

（2）方法

調査日時は、2016年7月で、講義の時間を利用して受講者107名（大学2年～4年生）に質問紙調査を実施した。男性27名（25.2%）、女性80名（74.8%）で、平均年齢は、20.46歳（SD=1.63）であった。所属学科の内訳は、人間社会学科24名（22.4%）、コミュニティ福祉学科83名（77.6%）であった。

（3）調査内容

- ①里親制度に関する知識・理解について
- ②里親制度の啓発に対する意見
- ③里親になることについての関心について

（4）結果及び考察

①里親制度に関する知識

里親については、「知っている」、「聞いたことはあったが、詳しくは知らない」を含めると101名（94.4%）の学生が、認知していることが示された。特に、コミュニティ福祉学科の学生は、「知っている」と回答した学生が63名と全体の76.0%を占め、人間社会学科の学生（41.6%）に比べると

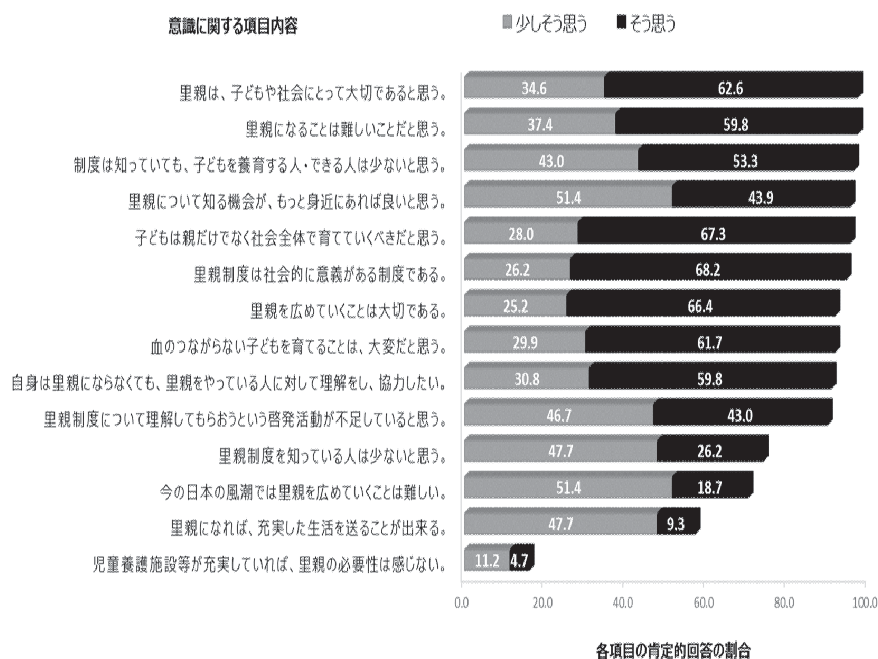
その割合が高かった。これらの結果は、これまでの静岡県（2013）等の地域住民を対象とした調査（e.g., 堺市、2015；三重県、2016）に比べても高い値であり、もともと福祉に関心の高い学生であること、学科のカリキュラムによる教育が反映されたものと考えられる。特に、今回の調査対象学生は、2年生以上の学生であり、既に児童福祉に関する授業を履修している学生が多い。認知経路として最も回答が多かったのは、「学校で習ったことがある」で、71.0%と高い割合を示していることから、学科の特性や教育の影響が推察される。

認知経路に関しては、次いで「テレビや新聞等の報道」が48.6%と多くなっており、地域住民による回答に比べると少ないものの、メディアの認知度への影響が大きいことが示された。

また、里親制度に関する知識では、「里親の種類」（37.4%）、「児童相談所主体であること」（33.6%）、「里親手当の支給」（30.8%）、「里親登録するための研修制度」（30.8%）など、その認知度が地域住民に比べて高いことが示された。ほぼ同様の質問内容を用いた静岡県（2013）の調査では、「児童相談所主体であること」が15.5%、「里親の種類」が7.6%であり、専門知識として制度に関する知識を習得した経験の影響が考えられる結果となった。

②里親制度に関する意識について—図表1

里親や里親制度に対する意識については、里親制度の重要性や社会的意義、普及や啓発の必要性を肯定的に捉えている回答が多い一方で、「里親になることは難しいと思う」、「里親について知っている人は少ないと思う」、「制度は知っていても、養育する人・できる人は少ないと思う」についての「そう思う」「少しそう思う」の回答が多く、制度の認知と、実際に里親に「なること」、委託を受けて養育することについては慎重な回答が示された。「知識」と「意識」の間、「里親に関する知識や意識としての関心」と、「里親となることへの関心」の間には隔たりがあることが示されていると言える。



図表1 里親・里親制度に対する意識の各項目の肯定的回答の割合

③里親制度の啓発に対する意見－図表2

里親制度の啓発に対する意見では、「効果的である」「少し効果的である」とした回答が多かった対策として、「テレビ・新聞等のマスメディアや、インターネット・SNS等を用いて広報する」（併せて、91.6%）や、「学校や社会教育の場で啓発する」（86.9%）、「実際の里親による体験発表会を開催する」（84.1%）、「託児ボランティア等、里子や里親と触れ合う機会をつくる」（94.4%）などが挙げられた。

一方で、制度説明のパンフレットや行政のホームページ、広報誌への掲載などについては、「あまり効果がない」とする回答が多く、関心や興味の有無によっては、そもそも情報にアクセスする機会がないことが想定される対策は、啓発への効果として懐疑的な意見が得られたと言える。

今回の調査対象者である学生は、具体的で正しい情報、ポジティブな側面だけでなくネガティブな側面も含めた現実的な情報や、体験を通じた対策が啓発には効果的であると考えていることが示されている。同様の質問を行ったが、対象者の6割が50歳代以上であった静岡県（2013）の調査では（回答方法は異なる）、マスメディアの広報については、本調査の結果と同じく効果的であるとする回答が多かったが、体験や、学校教育の場での啓発については、約3割の人が「効果的である」と判断したのみであった。

啓発活動としては、世代ごとのターゲットに応じた対策を考え、何を啓発の目的とし、重点を置くのかを明確にすることが求められるだろう。里親についてとりあえず知ってもらうには体験型を、リクルートが目的であれば、サポート体制や研修を中心とするなどである。今後子育て世代となる若い世代に向けた啓発活動としては、マスメディアの影響の大きさを考慮して正しい情報の取捨選択を可能としつつ、具体的で体験的な対策が求められていると言え、これがリクルートを含めた普及活動への対策にも繋がると考えられる。

図表2 里親・里親制度に関する啓発に対する意見

項目	効果的である n (%)	少し効果的である n (%)	あまり効果的でない n (%)	まったく効果的でない n (%)
テレビ・新聞等のマスメディアや、インターネット・SNS等を用いて広報する	67 (62.6)	31 (29.0)	8 (7.5)	1 (0.9)
学校や社会教育の場で啓発する	58 (54.2)	35 (32.7)	13 (12.1)	1 (0.9)
実際の里親による体験発表会を開催する	43 (40.2)	47 (43.9)	15 (14.0)	0 (0.0)
託児ボランティア等、里子や里親と触れ合う機会をつくる	54 (50.5)	47 (43.9)	5 (4.7)	1 (0.9)
制度説明のパンフレット等を行政窓口に置く	29 (27.1)	44 (41.1)	31 (29.0)	3 (2.8)
県のホームページに制度説明を掲載する	30 (28.0)	48 (44.9)	26 (24.3)	3 (2.8)
市町の広報紙に里親制度についての記事を掲載する	28 (26.2)	55 (51.4)	20 (18.7)	4 (3.7)
ポスターや看板等を設置する	30 (28.0)	47 (43.9)	27 (25.2)	2 (1.9)
JRの駅などでチラシを配布する	26 (24.3)	44 (41.1)	31 (29.0)	5 (4.7)
その他の意見	そういった問題を取り上げる。政治家や団体を支援する。 医療の場で、子どものできない夫婦に対して、里親の説明を試みる。 新聞の一部に記載する。			

N=107

④「里親になること」への関心—図表3、図表4

将来里親になることへの関心については、「非常に関心がある」が8名（7.5%）、「まあまあ関心がある」が39名（36.4%）と、かなり高い割合で「関心がある」と回答した学生がいた。一方、「あまり関心がない」が26名（24.3%）、「まったく関心がない」が11名（10.3%）で、「関心がない」とした学生は併せて34.6%、「分からない」が17名（15.9%）となった。

三重県（2016）の調査では、「制度は理解できるが自分には里親はできない」が72%で、堺市（2015）では、約5割が「したいとは思わない」、静岡県（2013）の調査では、里親になることへの関心については約6割の人が関心がないことが示されている。日本財団（2016）の調査でも「里親になってみたいと思うか」の質問には、91.4%が「いいえ」と回答しており、その理由として「自信がない、責任が重すぎる」（44.7%）、「経済的な負担から」（31.6%）が多く挙げられており、「よく知らないから」（18.2%）という理由も続いて見られた。

先述した通り、福祉を学んでいる学生が約8割であることは、制度や社会福祉への関心の高さを示していること、その内、保育士資格や幼稚園教諭免許の取得、社会福祉士を目指す学生は、子どもの養育に対しての専門性を身に付けるための教育を受けていることが、一般の人に比べて「里親になること」への関心が高くなった理由として考えられる。

図表3は、「非常に関心がある」及び「まあまあ関心がある」と回答した47名が、その理由として挙げた項目（複数回答可）の実人数と回答者（n=47）に対する割合を示したものである。「子どもが好き」と答えた割合が77.6%と最も高く、次いで「社会福祉のために役立ちたい」が44.7%となっている。

図表4は、「あまり関心がない」、「まったく関心がない」及び「分からない」と回答した54名が、その理由として挙げた項目（複数回答可）の実人数と回答者（n=54）に対する割合を示したものである。「経済的に難しいと思う」が50.0%で最も高く、次いで「血縁関係のない子どもの養育は難しいと思うから」が46.3%となっており、「将来的に、里親となって児童を養育する余裕がないと思うから」（38.9%）が次に挙げられている。

これらの結果は、学生という立場で大多数が未婚であり、子どもを育てた経験がないこと、家族を持つことへの意識や子どもを育てることに対する意識は、既婚者や子育て経験のある世代に比べると低いと考えられることから、子育てにまつわる経済的負担や心身への負担を低く見積もっている可能性が考えられる。また、子育てに関わる支援者として働いた経験がなく、子育ての楽しさや充実感なども体験していない。支援者としての教育を受ける中で期待される意識の醸成は、理念や社会福祉としての制度の理解が中心であり、今後の自身の進路や将来を考えた時、具体的な里親養育については想定しにくく、「理想」的な態度として示された結果である可能性はある。一方で、現実的な制度の知識や体験は、里親養育の「大変さ」「困難さ」を強調し過ぎれば、子育てや「里親になること」への躊躇を生む可能性もある。

一定の教育による啓発の効果が示されたが、結果の解釈には慎重になる必要がある。里親登録の推進のためには、「里親になること」に対する関心を高める啓発活動を行うことや教育のあり方に

についても吟味、検討が必要であると考えられる。

以上、本調査では、里親や里親制度に関する知識や意識と、里親になることへの関心には隔たりがあることが示された。制度の認知度を上げることも重要な課題であるが、その制度にアクセスしたことによる負担や制度のセイフティネットの拡充が里親リクルートに関しては必要だろう。

図表 3 「将来、『里親』になり、児童を養育することに関心がありますか」に対する回答で、「非常に関心がある」「まあまあ関心がある」と回答した学生(N=47)の、関心を持つ理由に対する回答の内訳

項目内容	n	%
子どもが好き	36	76.6
学校で勉強したこと（保育学や社会福祉学）が役立つと思うから	18	38.3
社会福祉のために役立ちたいから	21	44.7
里親の取り組みに興味がある	13	27.7
何かきっかけがあれば、里親をやりたいという思いがある	16	34.0
知り合いがやっていて、いいと思うから	0	0.0
＜その他・具体的な意見＞	2	4.3
・親がいなくて苦しんでいる子どもの力になることに少し関心があり、里親の仕事は大切な仕事だと思うため。		
・子どものためになるから。		

N=47

図表 4 「将来、『里親』になり、児童を養育することに関心がありますか」に対する回答で、「あまり関心がない」「まったく関心がない」「分からない」と回答した学生(N=54)の、関心を持たない理由に対する回答の内訳

項目内容	n	%
子ども（子育てを含む）に興味がない	9	16.7
経済的に難しいと思う	27	50.0
血縁関係のない子どもの養育は難しいと思うから	25	46.3
将来的に、里親となって児童を養育する余裕がないと思うから	21	38.9
養育責任がもてないから	16	29.6
社会福祉に関心がないから	9	16.7
＜その他・具体的な意見＞	7	13.0
・子どもが苦手なため。里親になった人が周りにいたら協力はする。		
・自分に子供が出来なかったら考える。		
・自身が将来的に子どもを産むことのできない身体になった場合、考え方が変わる事もあるかとは思いますが、難しい事と感じます。		
・愛情をどう与えればいいのかわからない。		
・子どもにどう説明して良いかわかりません。血がつながってないと説明して信頼関係がなくなることが怖い。虐待の子をどうやって癒すか、本当に幸せにできるか不安である。		
・その状況になってみないと分からないから。		
・里親ではなく、自分の子どもを産んで育てたい。もし子どもができない体なら考えるかもしれない。		

N=55

おわりに

第1章で概観したように、虐待問題を背景に社会的養護の認知や里親制度の整備が行われつつある現状では、被虐待児の特性として愛着形成の問題や心の傷を持っている子どもの行動特性などが報告され、里親の養育における専門性が問われている。里親不調等の問題も指摘され、里親による虐待事例などもニュースで大きく取り上げられるなど、社会の関心が高まる一方で、里親に求められることや里親登録をするための条件も増えている。

これまでの、社会的養護は施設養護、とりわけ児童養護施設が虐待を受けた子どもの保護の受け皿としての役割を担ってきた。しかし、児童相談所における虐待相談対応件数の増加にも示されているように、通告件数の多い自治体では児童養護施設に空きがない状況が生まれてきた。福岡市では、こうした状況の中で里親制度の普及活動や制度整備が始まったとされている（厚生労働省・全国里親等委託推進委員会、2013）。各自治体の抱える地域の背景や社会的養護にまつわる現況を考慮することが必要である。

加えて、里親制度推進の評価は、制度の整備と併行して実態調査や実証研究を通じた見直しや改革が行われる必要があると言える。養子縁組制度と養育里親に関する制度が混用されている日本の里親制度の現状に対する評価や分析の困難性はこれまでも指摘されてきた（松本、1972；木村、2012a）。これらの課題についても明確にする必要がある。

今年度の児童福祉法の改正で里親養育優先の原則が盛り込まれたことで、今後施策の動きが活発になることが予測される。現在委託を受けている里親からは、リクルートを目的とした普及活動を行うためには制度整備が必要で、本当に委託増加が現段階で適切なのかといった意見も聞かれる。福祉システムや虐待対応のシステムが異なるとはいえ、里親委託が高水準の欧米諸国からの示唆なども検討することが期待される。

地域で生活し、社会的養護という公的な養育を里親家庭という私的な空間で行うことによって生じる困難さを理解し、里親や里子自身の意見を反映させた普及・啓発活動が望まれる。

*なお、今回の調査は、本学人間社会学部コミュニティ福祉学科4年の浦田真奈の卒業研究の一部を報告するものである。詳細は、卒業研究にて報告を行う。

<参考文献・引用文献>

深谷昌志・深谷和子・青葉紘字編（2013）『社会的養護における里親問題への実証的研究』福村出版。

児童福祉法研究会（1979）『児童福祉法成立資料集成 下巻』、ドメス出版、466-487。

木村容子（2012a）「里親制度の啓発と普及についての一考察」、Human Welfare、4（1）、27-40。

木村容子（2012b）『被虐待児の専門里親支援-M-D&Dにもとづく実践モデル開発-』、相川書房。

厚生労働省（2016）「里親制度等について」。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/02.html

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2015）「児童養護施設入所児童等調査結果」。

厚生労働省・全国里親等委託推進委員会（2013）「里親委託率アップの取り組み報告書ー委託率を大きく増加させた福岡市・大分県の取り組みよりー」。

- 厚生労働省・全国里親等委託推進委員会（2015）「平成26年度取組報告『委託推進のための基盤づくりの先進的な取り組み』」。<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074740.html>
- 大阪府（2014）「平成25年度新規入所措置児童等におけるニーズ調査結果」。
http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5934/00153608/2th_shiryou2.pdf#search
- 松浦崇（2016）「社会的養護に関する制度改革の動向と背景」、近大姫路大学人文学・人権教育研究所『翰苑』5、海風社、112-131。
- 三重県健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課（2016）「平成27年度里親に関する県民意識調査」。
- NPO法人バディチーム（2016）「平成27年度子ども・子育て支援推進調査研究事業調査研究課題番号14『里親支援に求められる養育支援とその課題に関する研究』報告書」。
- 日本財団（2016）「特別養子縁組に関する調査」。
<http://www.nippon-foundation.or.jp/news/articles/2016/14.html>
- 堺市（2015）「里親制度に関する意識調査」。
http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/koho/kocho/shiseimonita/kekka_h23_h27/shiseimonita_h26/h26_4kai/h26kekka/shiseimonita260401.html
- 静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課（2013）「静岡県里親制度に関する県民意識調査」。
<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-140/kokatei/satooyacyousa.html>
- 全国児童養護問題研究会（2016）『そだちあう仲間』（第45回記念大阪大会レジュメ集）。
- 全国児童相談所長会（2011）「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査報告書」。
<http://www.pref.mie.lg.jp/KODOMOK/HP/m0075200003.html>